

# 社内規定

## 介護職員特定処遇改善加算の新設における支給基準

A・B・Cの3グループに分けて支給基準を下記のように決定する。

<支給対象者に係る配分方法>

どのグループも月額報酬の新設手当として特定加算手当を創設する。

期末に残額が発生すると認められる場合には、期末特定一時金として

各グループ対象者に按分して支給する。

Aグループ（経験・技能のある介護職員）

- ① 資格要件 介護福祉士の有資格者 毎月8千円
- ② 勤続年数 10年以上（自法人のみの勤務者） 毎月1万円  
10年以上（他法人での勤務年数も含めて） 毎月8千円

※上記に加え法人が認めた者（人格に優れ、職業倫理感、責任感、協調性、介護技術が高くある者）

Bグループ（その他の介護職員）

- ① 資格要件 介護福祉士の資格者 毎月5千円
- ② 勤続年数 3年以上（自法人のみの勤務者） 毎月3千円  
3年未満（自法人のみの勤務者） 毎月1千円

※上記の支給金額は常勤職員を想定しており、短時間雇用の非常勤職員については下記のように取扱う。

一般の出勤を要する短時間雇用非常勤介護職員については、係数0.4をかけて算出する。

直行・直帰型の短時間非常勤訪問介護職員については、係数0.2をかけて算出する。

Cグループ（その他の職種の職員）

通所介護の看護職員（常勤者のみ）を支給対象とする。

- ① 勤続年数 3年以上（自法人のみの勤務者） 毎月3千円
- ② 勤続年数 3年未満（自法人のみの勤務者） 毎月1千円

この規定は令和3年4月より周知し、令和3年7月より実施する。

# 社内規定

## 福祉・介護職員特定処遇改善加算の新設における支給基準

A・Bの2グループに分けて支給基準を下記のように決定する。

<支給対象者に係る配分方法>

どのグループも月額報酬の新設手当として特定加算手当を創設する。

期末に残額が発生すると認められる場合には、期末特定一時金として

各グループ対象者に按分して支給する。

Aグループ（経験・技能のある障害福祉人材）

- ① 資格要件 福祉・介護職員のうち、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士の有資格者及び心理指導担当職員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者 毎月8千円
- ② 勤続年数 10年以上（自法人のみの勤務者） 毎月1万円  
10年以上（他法人での勤務年数も含めて） 毎月8千円

Bグループ（その他の障害福祉人材）

- ③ 資格要件 Aグループに同じ 毎月3千円
- ④ 勤続年数 3年以上（自法人のみの勤務者） 毎月3千円  
3年未満（自法人のみの勤務者） 毎月1千円

※上記の支給金額は常勤職員を想定しており、短時間雇用の非常勤職員については下記のように取扱う。

※短時間雇用非常勤介護職員については、係数0.4をかけて算出する。

Cグループ（その他の職種の職員）

設定しない

この規定は令和3年4月より周知し、令和2年7月より実施する。

# 社内規定

## 介護職員処遇改善加算における支給基準

支給対象者 株式会社 KOA-LABO において、介護業務に従事している常勤介護職員及び非常勤介護（訪問・通所）職員

支給方法 <常勤介護職員>

- ①基本給の定期昇給等の増額部分
- ②資格手当の全部
- ③職務手当の増額部分（1,000 円程度）
- ④6月の夏季賞与、12月の年末賞与にて平均 18 万円程度増額して支給。

<非常勤訪問介護職員>

- ①時給に 1 時間当たり 150 円加算して、支給する。

<非常勤介護職員>

- ①6月の夏季賞与、12月の年末賞与にて常勤換算割合に応じて支給する。

この規定は令和3年4月より周知し、令和3年7月より実施する。

# 社内規定

## 福祉・介護職員処遇改善加算における支給基準

支給対象者 児童発達支援・放課後等デイサービスの児童指導員およびその他の指導員

支給方法 <常勤児童指導員>

- ①基本給の定期昇給等の増額部分
- ②資格手当の全部
- ③職務手当の増額部分（1,000円程度）
- ④6月の夏季賞与、12月の年末賞与にて平均12万円程度増額して支給。

<非常勤児童指導員・その他の指導員>

- ①時給に1時間当たり100円加算して、支給する。
- ②6月、12月の賞与にて常勤換算割合に応じて支給する。場合がある。

この規定は令和3年4月より周知し、令和3年7月より実施する。